

第5章 健康安全・給食指導

1 体力の向上

体力の向上は、生涯にわたって運動やスポーツに親しむことができる、心身ともに健康な幼児児童生徒を育てることを目的としています。富山県では、各学校（園）が体力の向上と健康の保持増進を目指して作成する「元気っ子育成計画」等に沿って実施されます。

(1) 定期的な運動の機会

保育や体育科・保健体育科の時間を核に、体育的行事、遊びの時間、業間・放課後の運動（遊び）、運動部活動等との関連を図り、定期的な運動の機会を設定します。

(2) 家庭や地域との連携

家族でスポーツに親しんだり、運動（遊び）に関する地域の行事に参加したりするなど、家庭や地域と連携した環境づくりを推進します。

2 学校保健

学校保健は、保健教育と保健管理を適切に実施し、児童生徒の心身の健康を保持増進させる活動です。保健教育は、体育科・保健体育科、家庭科・技術家庭科及び特別活動の時間のもとより、各教科、道徳科及び総合的な学習（探究）の時間等、教育活動全体を通して組織的・計画的に行うものです。保健管理は、学校保健安全法に基づいて各学校で策定した「学校保健計画」等に沿って実施するものです。

(1) 保健教育

	特別活動(保健に関する指導)	体育科、保健体育科	総合的な学習(探究)の時間
目標・性格	日常生活における健康問題について自己決定し、対処できる能力や態度の育成、習慣化を図る	健康を保持増進するための基礎的・基本的事項の理解を通して、思考力、判断力、意志決定や行動選択等の実践力の育成を図る	自他の健康な生活の向上や、活力ある社会の構築に主体的、創造的に取り組む資質や能力の育成を図る
内容	各学校の児童生徒が当面している、または近い将来に当面するであろう健康に関する内容	学習指導要領に示された教科としての一般的で基本的な心身の健康に関する内容	日常生活や学習経験等により興味・関心をもった健康に関する内容
指導の機会	特別活動の学級活動、ホームルーム活動を中心とした教育活動全体	体育科、保健体育科及び関連する教科	学校で定めた総合的な学習(探究)の時間を活用
進め方	実態に応じた時間数を定め、計画的、継続的に実践意欲を喚起しながら行う	年間指導計画に基づき、実践的な理解が図られるよう課題解決的、体験的な学習を展開する	体験的、課題解決的な学習を積極的に取り入れ、人や物との主体的な関わりを通して課題解決に取り組む
対象	集団(学級・ホームルーム、学年、全校)	集団(学級、学年)	集団(課題別グループ等)または個人
指導者	学級(ホームルーム※)担任、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員等	学級担任、教科担当、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員等	学級担任、教科担当、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員、地域の専門家等

※高等学校(以下同様)

(2) 保健管理

主な内容には次のようなものがあります。

- ・心身の管理 …… 健康診断、救急処置、健康観察、健康相談、疾病・感染症の予防等
- ・生活の管理 …… 学校生活の管理、健康生活への支援
- ・学校環境の管理 …… 学校環境の衛生的管理、環境美化

ここでは、特に学級担任が関わる保健活動として二つのことについて説明します。

ア 健康診断

定期健康診断は、学校保健安全法に基づき、学校行事として全教職員及び学校医等により実施されるものです。実施に際しては、次のことに留意する必要があります。

- (ア) 児童生徒には健康診断の意義や方法等について事前指導を行う。

- (イ) 教職員や児童生徒に対し検査や測定の方法を周知し、正確に実施できるようにする。
- (ウ) 学級担任は学校医等の行う診断に立ち会い、補助や管理に当たるとともに、学級の児童生徒の健康状態を把握し、全ての教育活動において配慮するように努める。
- (エ) 健康診断の結果、心身に疾病又は異常が認められず、健康と認められる児童生徒についても、事後措置として健康診断の結果を通知し、当該児童生徒の健康の保持増進に役立てる。また、健康診断の結果 21 日以内（学校保健安全法施行規則第9条）に児童生徒及びその保護者へ通知し、疾病の治療促進や健康な生活への支援を行う。その際、健康に関する情報は個人情報であるため、その扱いは慎重に行う。

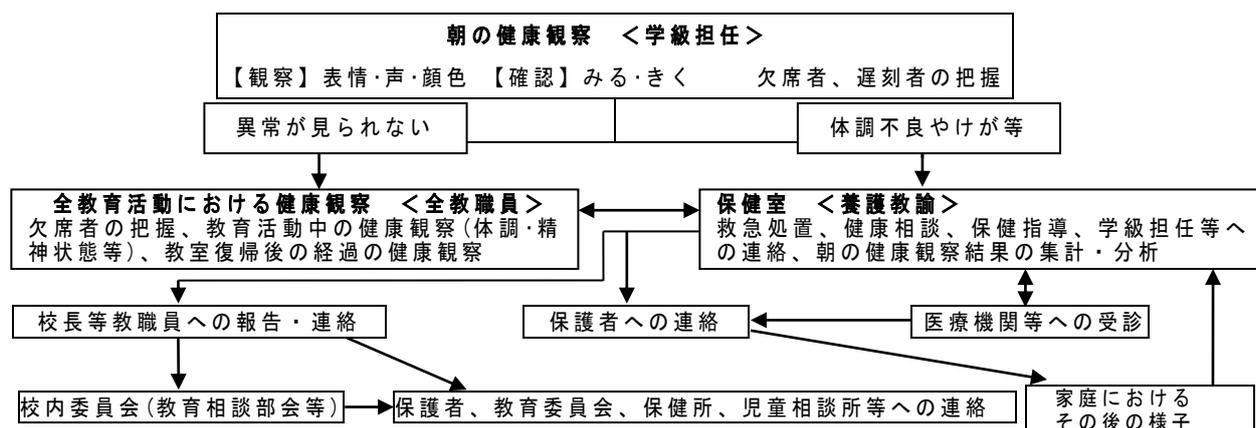
イ 健康観察

学級担任をはじめ教職員が行う健康観察は、学校における教育活動を円滑に進めるための重要な活動です。児童生徒は、自分の気持ちを言葉でうまく表現できないことが多く、心の問題が顔の表情や行動に表れたり、頭痛・腹痛等の身体症状となって現れたりすることが多いため、きめ細かな観察が必要です。

(ア) 健康観察の目的

- ① 児童生徒の心身の健康問題を早期に発見し、早期対応につなげる。
- ② 感染症や食中毒等の集団発生状況を把握し、感染の拡大防止や予防を図る。
- ③ 継続的な実施によって、児童生徒に自他の健康に興味・関心をもたせ、自己管理能力の育成を図る。

(イ) 健康観察の実施から事後措置までの流れ



「教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応」（文部科学省 平成 21 年 3 月）より

3 学校給食

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達と、その普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的としています。さらに、適切な栄養の摂取による健康の保持増進や健全な食生活を営む判断力、社交性や協同の精神、生命及び自然を尊重する精神、環境の保全に寄与する態度及び勤労を重んずる態度を養うことや我が国や各地域の優れた伝統的な食文化、食料の生産、流通及び消費についての理解を深めることを目標に、学校給食法等に基づいて行われています。

学校給食は、食に関する指導を進める上で極めて有効な教材です。学校給食を「生きた教材」として活用しつつ、食に関する指導に係る全体計画を作成し、教育活動全体を通して計画的、組織的な指導を行います。指導に当たっては、指導体制を整備し、全教職員が連携・協力するとともに、栄養教諭・学校栄養職員や養護教諭等の専門性を生かした指導を計画的に位置付けます。

(1) 給食の時間に行われる食に関する指導

『食に関する指導の手引—第二次改訂版— 文部科学省（平成 31 年 3 月）』では、給食の時間に行われる指導の内容を次のように示しています。

ア 給食指導

「給食指導」は、給食の準備から片付けまでの一連の指導の中で、正しい手洗い、配膳方法、食器の並べ方、箸の使い方、食事のマナー等を体得させる場面です。日々の指導は学級担任等が主に担いますが、運営や指導方法については栄養教諭等と連携し、学校全体で統一した取組を行うことが必要です。

給食の時間における共同作業を通して責任感や連帯感を養うとともに、学校給食に携わる人々への感謝の気持ち等、豊かな心を育み、好ましい人間関係を育てる時間となります。

イ 食に関する指導

「食に関する指導」は、学校給食の献立を通じて、食品の産地や栄養的な特徴を学習させたり、教科等で取り上げられた食品や学習内容を確認させたりするなど、献立を教材として用いた指導を行う場面となります。指導事例としては、以下のようなものがあります。

- ・食料の生産、流通、消費について
- ・食品の種類や特徴について
- ・栄養のバランスのとれた食事について

他にも、季節や地域の行事にちなんだ行事食を提供するなど、食事という実体験を通して食に関する知識理解、関心を深めることができます。

※富山県では、「学校給食とやまの日」等における地場産食材を積極的に活用した献立を通して、自然の恵みや生産、食事づくりに携わる人々に感謝する心をもつことができるようにしています。

給食の時間における食に関する指導を充実していくためには、年度当初に給食の時間の指導等について学級活動の授業時間を確保するなど、計画的に行うことが大切です。

また、児童生徒による委員会活動と連動させることも、指導の効果を高めることにつながります。

(2) 各教科等における食に関する指導

学習指導要領では、「特に、学校における食育の推進…に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること」となっています。なお、各教科（社会、理科、生活、家庭、技術・家庭、体育、保健体育）、道徳科、総合的な学習（探究）の時間、特別活動、自立活動には、食に関する指導と直接つながる学習内容が記述されています。

(3) 個別的な相談指導

食物アレルギー、肥満傾向、やせ傾向等、専門的な立場から個別的な指導を必要とする場合には、学級担任、栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭、学校医、担当医、保護者等の連携の下、一人一人の食生活の実態を把握した上で個に応じた対応や相談指導を行うことが大切です。

4 学校安全

(1) 学校安全の意義

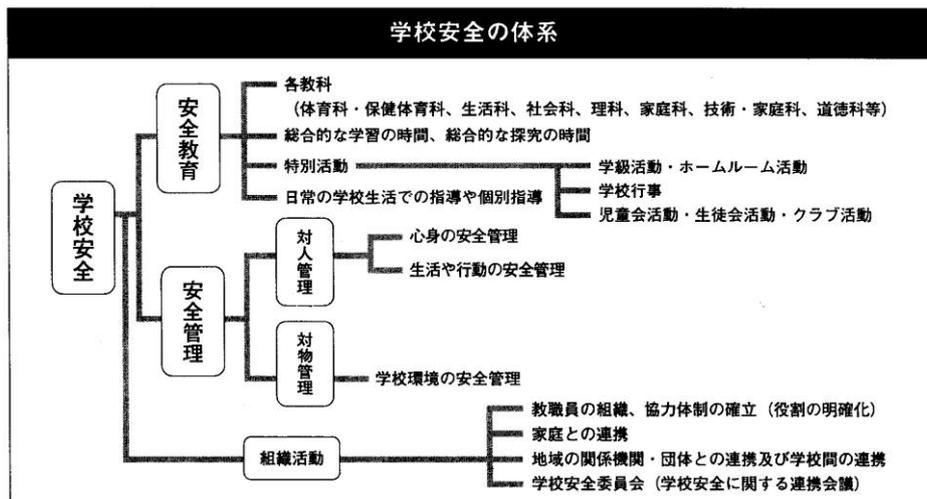
学校は、児童生徒が集い、人と人との触れ合いにより、人格の形成がなされる場であり、「生きる力」を育む学校という場において、児童生徒が生き生きと活動し、安全に学べる場でなくてはなりません。また、児童生徒は守られるべき対象であるだけでなく、学校教育活動全体を通じて、児童生徒が自らの安全を確保することのできる基礎的な資質・能力を継続的に育成していくことが求められます。

学校安全の領域としては、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の三つが挙げられます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活安全：日常生活で起こる事件・事故、誘拐や傷害等の犯罪被害防止 ○ 交通安全：様々な交通場面における危険と安全、事故防止 ○ 災害安全：地震・津波災害、火山災害、風水(雪)害等の自然災害、火災や原子力災害 |
|---|

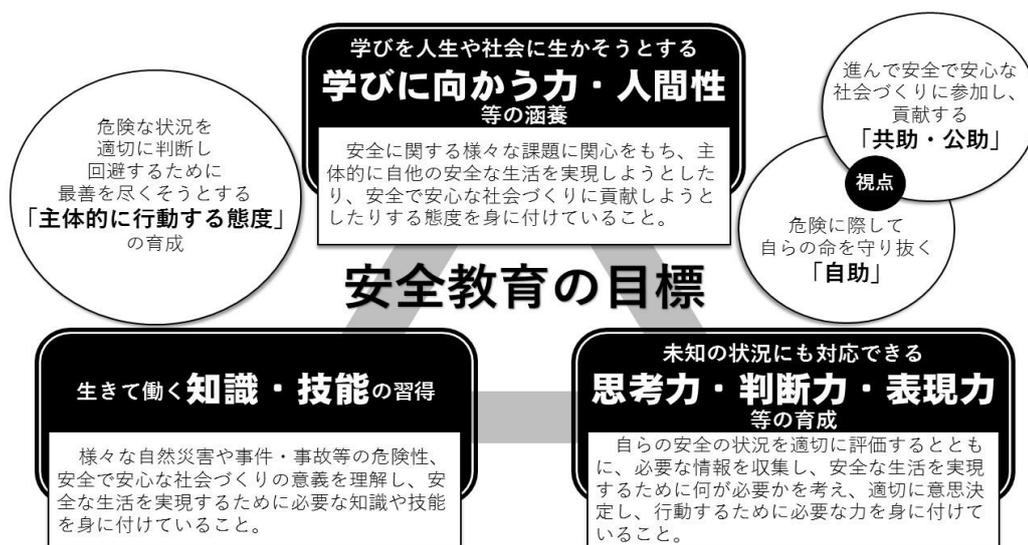
加えて、近年は、スマートフォンやSNSの普及等、児童生徒を取り巻く環境の変化や学校を標的とした新たな危機事象も懸念されており、時代や社会の変化に伴って、学校安全の在り方を柔軟に見直していかなければなりません。

(2) 学校安全の取組



ア 安全教育

日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊厳を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力の育成を目指します。



- 生活安全に関する内容
日常生活で起こる事件・事故の内容や発生原因、結果と安全確保の方法について理解し、安全に行動ができるようにする。
- 交通安全に関する内容
様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行、自転車・二輪車(自動二輪車及び原動機付自転車)等の利用ができるようにする。
- 災害安全に関する内容
様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な判断ができ、行動がとれるようにする。

イ 安全管理

学校における安全管理は、児童生徒の安全を確保するための環境を整えること、すなわち、事故の要因となる学校環境や児童生徒の学校生活における行動等の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、万が一、事故等が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒の安全の確保を図るように行なうことです。

- 学校環境の安全管理
事故等の未然防止のため、校舎内外の施設・設備を点検し、危険を事前に発見するとともに、それらの危険の除去等の改善措置を講じなければならない。そのためにも、定期的な安全点検は、組織的かつ計画的に行われる必要がある。
- 学校生活の安全管理
休み時間、各教科等の学習時、クラブ活動等、学校行事、その他学校における全ての教育活動を対象として、主に児童生徒の行動により生じる危険を早期に発見し、事故を未然に防止する。事故の発生状況を把握し、児童生徒の多様な行動等の実態を踏まえ、児童生徒の行動や活動場所等について適切なルールを設けることが大切である。
- 通学の安全管理
児童生徒の通学時における安全の確保を目的とし、安全な通学路の設定、通学路による登下校の徹底、定期的な通学路の点検、危険箇所・要注意箇所の周知・対策等を行わなければならない。通学手段が多岐にわたる場合は、交通手段の特性を考慮した安全管理が求められる。また、交通安全の観点だけでなく、誘拐や傷害等の犯罪被害防止という生活安全の観点や災害発生時の災害安全の観点からも対策が必要である。

ウ 組織活動

学校安全の取組を効果的に進めていくためには、全ての教職員が学校安全に関する資質・能力を身に付け、学校安全計画や危機管理マニュアル等に基づいて組織的な取組を行っていく必要があります。また、学校と家庭、地域の関係機関・団体等及び学校相互の連携や情報交換を密にし、地域ぐるみで安全を守り、安心して学校生活を送れるような環境を整えていかなければなりません。

<参考資料> 「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」文部科学省 平成31年3月
「学校における安全点検要項」文部科学省 令和6年3月

5 危機への対応

(1) 学校における危機管理

学校で起こる危機的な問題は極めて多様ですが、典型的なケースとして、「学校生活上の事故」「学校保健に関する事故」「災害による事故」「学校施設に関する事故」「教職員をめぐる事故」「保護者・地域社会とのトラブル」等が挙げられます。

こうした様々な危機に対処するために、学校(教職員)としては、以下のことが大切です。

- 危機的な状況が起きる可能性を予知すること。
- 危機が起きる可能性を予知したら、それを回避するための万全の努力をすること。
- 最大限に予知する努力を払い、回避する措置をとっても危機の発生を避けることができなかったときには、危機への最善の対処をすること。
- 再び同じような危機が起こらないように、再発防止の手段を講じておくこと。

学校には、児童生徒の安全を確保する義務があります。普段から教職員全員の意識の高揚を図り、危機に対する的確な対応ができるよう、管理職をはじめ教職員全員で危機管理に取り組む体制づくりが大切です。

【危機管理の「さしすせそ」】	
心構え	さ…『最悪』の事態を想定し し…『慎重』に す…『素早く』 せ…『誠意』をもって そ…『組織』で対応する
実際の行動	さ…最初の対応を慎重に行う。 し…指示系統をはっきりさせる。 す…推測で動かず、正確な情報を得る。 せ…戦略と戦術にたける。 そ…組織の役割分担を明確にする。

(2) 学級担任としての危機管理

学級担任は、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、危機の予防・対応及び事後対応について理解しておく必要があります。

ア 危機の予防

教職員全体が危機意識をもつことで、「危機管理」という発想が生まれます。そして、その意識の度合いによって対応が大きく異なります。学級担任は、次の点に留意して危機の予防に努めることが大切です。

- (7) 危機管理意識の高揚
- ・職員・学年会議等を通じて、また日常的な教職員同士の情報交換を通して、児童生徒の安全確保に関する共通理解を図る。
 - ・各学校で作成されている学校事故を想定した「危機管理マニュアル」等について熟知し、教職員の役割分担や責任を明確にするなど、日頃から危機管理の意識をもつ。
 - ・人権意識、情報管理に対する意識等を高め、児童生徒理解に努める。
- (4) 始業時や放課後、休み時間中における安全確保
- ・担任する教室の児童生徒の状況を把握するとともに、教室及び廊下の環境整備に努める。（特に児童生徒の心身の健康状態、備品の破損等の把握）
- (9) 登下校時における安全確保
- ・定められた通学路を通して登下校することを指導する。
 - ・登下校の際に注意すべき箇所を予め把握し、注意を喚起する。
（犯罪機会論に基づく「地域安全マップ」等を作成し、巡視等に活用する。）
 - ・緊急事態に備え、「こども110番の家」等、緊急避難できる場所を児童生徒に周知徹底する。
 - ・犯罪被害に遭わないための行動の仕方について指導する。
- (エ) 授業中における安全確保
- ・各教材・教具や器具・用具等の点検、使用教室や施設・設備の安全点検、予想される事故と防止のためのチェックリスト作成等をこまめに行う。
 - ・特に理科、保健体育、図工、美術、家庭、技術・家庭等、実験や実習・実技を伴う教科の授業において、過去に起こった事故や予想される事故を検討し、児童生徒の安全確保に万全を期して指導する。
- (オ) 校外学習等における安全確保
- ・教科や総合的な学習（探究）の時間、特別活動（遠足・行事等）において、校外で学習を行う場合は、事前に綿密な計画を立てるとともに、現地の安全を十分に確認する。（事前の下見等を通して危険箇所を把握し、児童生徒に対する安全指導を徹底する。可能であれば、保護者や地域の方の協力を要請する。）
 - ・クラブ活動や部活動においては、児童生徒の健康、能力、活動場所や用具・器具等の安全に十分配慮し、計画的に指導する。
- (カ) 家庭との連携
- ・日頃から保護者との連携を密にし、保護者の学校や担任、わが子への思いや考え等の理解に努め、信頼関係を深めておく。特に、家庭への連絡、学級通信、懇談会等の機会においては、保護者と情報や意見を交換するよう工夫し、学校から保護者への一方的な連絡や依頼に終始しないように配慮する。
- (キ) 安全教育の徹底
- ・児童生徒自らが進んで安全を守る習慣を身に付けるよう、教育活動のあらゆる場面を通して指導する。
 - ・児童生徒に対し、生命の尊重、他者へのいたわり、自己管理能力等の育成を図る。

イ 危機への対応

学校で発生する事故やトラブルには様々なものがありますが、事故等が発生した場合には、児童生徒の生命の安全を第一義として、学級担任として次の点に留意して、落ち着いた行動を心がけることが大切です。

- ・まず事実をよく見極め、冷静かつ慎重に対処する。
- ・自分だけの判断でことを運ばず、学校の定められた危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）に従って行動し、管理職及び関係教職員に迅速に連絡や報告を行い、管理職の指示に基づいて適切な措置をとる。ただし、その場で、臨機応変の対応が求められる場合は、「緊急にしなければならないことは何か」「指示を受け協同して行う必要があるものは何か」ということを的確に判断する。
- ・管理職への連絡や報告は、私見や私情をはさまず、事実を正確に伝える。
- ・いかなる場合においても、常に児童生徒の生命や安全を最優先して行動する。
- ・小さな事故やトラブルであっても、誠実かつ的確に対応し、大きな問題に発展しないように気を付ける。

ウ 危機の事後対応

一旦危機が去った後も、事故等の再発や更なる悪化を防ぐため、次のような事後の対応が必要となります。

- ・今後の対策の貴重な資料とするため、事故の状況、事故への対応等を客観的に記録した事故報告書等を作成し、学校及び関係機関へ提出する。
- ・指導計画や児童生徒理解、学級担任としての対応が適切であったか、冷静に振り返り、教職員としての自己の在り方を見つめ直す。
- ・事故に遭った児童生徒、学級全体の児童生徒への指導及び心のケアに努め、必要に応じて、学年、学校、保護者や専門家・専門機関等への協力を要請する。

また、学校全体としても以下の対応が必要です。

- ・学校としての説明責任を果たすため、保護者に対し、事故の経過及び学校としての対応について説明し、学校への理解と協力を求める。
- ・事故の原因や背景、対応の適否について分析し、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を見直す。
- ・教職員の意識改革に努め、再発防止に向けた取組を学校全体として行っていく。